

未来



全労協・郵政産業労働者
ユニオン長崎中郵支部
機関紙 「みらい」
NO. 3934
19年2月26日 (火)
Tel/Fax 095-828-1953

辺野古反対

おはようございます。

沖縄県民の民意が示された。辺野古新基地建設の賛否を問う県民投票が、二四日に行われ、投票者数の七割を超える人の、辺野古反対の意思がでた。正しい決断と結果とともに喜び、私たちは今後とも沖縄県民と共にたたかいたい。

辺野古新基地建設は普天間基地移設に伴う日米交渉で決まったことだが、国は「外交権は国の専決事項」であるとして、辺野古を譲らず、民意を聞くこともしなかったし、裁判所も同様であった。

ここで今回、辺野古反対の沖縄の民意が明らかとなったことで、基地建設反対はさらに大きな声となり、辺野古反対が正しい行動となる。

安倍首相は、沖縄県民に寄り添い、投票結果を真摯に受けとめると言うが、普天間基地移設、新基地建設は辺野古を譲らない。これは民意を無視し、県民に寄り添っていない。言葉だけだ。

外交権は国の専決事項という言葉は、国民の反対を無視し、内閣が勝手に政治をやっているということではない。政府はかつて、六〇年安保、



七〇年のときも、同様の言葉を使い、日米安保条約改定を強行した。今の安倍の祖父の岸首相と、叔父の佐藤首相であった。

この安保条約によって日本は米軍への基地提供義務が発生し、沖縄の過重な基地負担の現状を招いているのだ。そして今回の安倍の辺野古強行で、沖縄のさらなる基地の固定・強化となることは自明である。

そこで、沖縄や辺野古の現実的な解決策は、沖縄県民の意思を最優先に決める。それには辺野古の工事を止め、沖縄県と国が話し合い、次の策を決める。これしか、国が県民投票の民意に寄り添うことはあり得ない。県民投票の結果は重く、民意は普天間も辺野古も、基地はいらない！なのだから。

*** **

働き方改革関連法により、いま私たちがたたかっている「労働契約法二〇条」がなくなる。来年の四月一日からパート労働法八条へ移行するからだ。と同時にパート法も名称が変わる。新名称は「短時間・有期雇用

労契法20条がなくなる？

「労働法」？ともいわれるが、せっかく同一労働・同一賃金をたたかっている最中に、労契法二〇条の条文がなくなるなんて、と思うが、なぜなくなるのか。詳細は知り得ていないが、労契法二〇条ができたころには、労働契約法は労使の契約の手続きを決める法律であり、契約の中身まで国が介入すべきではないと考えられたから、移行は経団連の意思と思う。



その中でいう格差の不合理論と、パート法といういち法律の格差不合理論とは受け止めが違う。

そこで、労働契約法二〇条裁判が二〇一四年五月一日から始まる。最初がメトロ・コマーズ(全労協・東京東部労組)で、次いで郵政ユニオンの東日本裁判が続き、あつという間に一〇件を超える裁判が提訴され、それらの裁判は、多くが地裁や高裁判決を経て、いま最高裁へ係争中である。最高裁の結論はいずれ出るが、この法律の行方とともに、その判断は、特に注目がいる。

確かに、二〇条は、同一労働の場合の処遇で、不合理な格差はいけなさとされる。これが中身までの介入と会社(経団連)はい

う。更にこれまででも同一の法律は、パート法の八条にもあったからで、労働契約法二〇条は屋上屋の法律にみえた。しかし、労働契約法とパート法では法律の重みが全く違う。労働契約法は今の日本の労働関連法のトップに位置する法だ。

当然ながら、私たちのめざす基本は、非正規社会を変えることにある。これは日本の非正規労働者全体の

思いと同じだからだ。法の条文が変わっても、私たちは頑張る。

スキーに行ってきました

二月一七〜一九日、第二十三回目のユニオンのスキーツアーに行ってきました。

島根県の瑞穂です。二日目は雨でしたが、なんとか参加者七人も無事に滑り、帰ってきました。



期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1集-山本, 2集-向井, 3集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員と希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇

なこう差別! ユニオンは労働法裁判に勝利するまで!